議第54号

施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について 施設管理事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

損害賠償の額	810,910円
和解及び損害賠償の相手方	大阪府茨木市宿久庄二丁目 10 番 2 号 トールエクスプレスジャパン株式会社 代表取締役 (略)
事故の発生年月日 及び発生場所	平成 29 年 10 月 17 日 午後 2 時 5 分ごろ 三島市川原ケ谷 53 番 9 市道川原ケ谷元山中線
事故の概要	市道川原ケ谷元山中線を南西に向かって走行していた相手 方トラックが、上記事故発生場所のトンネル付近に設置され ていた高さ制限の道路標識に実際に表示すべき制限高よりも 高い数値が表示されていたことから、当該トンネルに進入し たところ、当該トラックの高さが当該トンネルの制限高を上 回っていたため、当該トラックの左上部が当該トンネルに接 触し、損傷したもの

平成30年6月12日提出

三島市長 豊 岡 武 士